

所得税と市・県民税

申告は正しく期限内に

平成27年分所得税の還付申告期間は2月8日(月)～15日(月)。
平成27年分確定申告と平成28年度市・県民税の申告期間は2月16日(火)～3月15日(火)です。

所得の申告書は、所得税、市・県民税の課税に使用するだけでなく、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・保育料などの算定や、所得証明書の交付にも必要です。

所得税の還付申告の対象者

- ① 給与所得者で、医療費控除などの控除を追加する人
- ② 源泉徴収(天引き)された所得税額が納め過ぎとなる人
- ③ 会社を退職し、年末調整を受けていない人(な)

所得税の確定申告が必要な人

- ① 所得の合計額から所得控除の合計額を引いて計算した税額が、税額控除の金額より多い人
- ② 給与収入が20万円を超える人
- ③ 給与を1カ所から受け、そのほかの所得の合計額が20万円を超える人
- ④ 給与を2カ所以上から受け、年末調整されなかった分の給与収入と、給与・退職以外の所得の合計額が20万円を超える人(など)

※年金所得者で次のいずれにも当てはまる人は、確定申告の必要はありません。

○公的年金等の年間収入金額が400万円以下

○公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額が20万円以下

※所得税の還付を受ける場合は、これまでと同様に申告が必要です。

※所得税が還付にならない人でも、申告していない控除(社会保険料、生命保険料、扶養控除など)がある場合は、申告により市・県民税が減額になることがあります。

市・県民税の申告が必要な人

平成28年1月1日現在、市内に住んでいる人は、市・県民税の申告をする必要があります。
ただし、次の①～③のいずれかに該当する人は申告の必要はありません。
① 所得税の確定申告をする人
② 給与所得または公的年金所得だけで勤務先や支払者から市へ支払報告書が提出されている人
③ 市・県民税の非課税基準に該当する人

市役所での受付方法が変わります

従来は先着順で受け付けており、1人当たりの申告時間が長くなっていました。このため、今回から受付方法を変更し、事前に申告に必要な書類の整理や計算ができていない人から受け付けします。

<受付方法の変更点>

申告に必要な書類の整理や計算が済んでいるかの確認のため、チェックリストを記入していただきます。

- 例・源泉徴収票をすべて持参している
- ・収支内訳書の計算、記入ができていない(事業所得のある人)
- ・医療費領収書の合計額が計算できている など

書類は事前に作成しましょう

申告に必要な書類が整っていない人は、会場内の書類整理コーナーで、書類の整理や計算、収支内訳書の作成などを行っていただきます。

書類が全て整ってから、受付番号をお渡しします。

書類の作成には時間が掛かります。来場前に準備しておきましょう。

市の会場で受付できない申告

- 次のいずれかに該当する人は多治見税務署で申告してください。
- 営業・農業・不動産所得があり、収支内訳書を自分で作成できない
- 青色、損失、先物取引、譲渡所得(株式・土地建物の売買)の申告
- 消費税、贈与税などの申告
- 所得税の住宅関連控除を初めて申告する
- 国外で生じた所得がある
- 平成26年分以前の所得に関する申告

※可児商工会議所、兼山町商工会による事業者向けの説明会も開催します。詳しくは11ページをご覧ください。

待ち人数などの状況により、受け付けを早めに終了することがあります。

市の申告会場および日程表

申告内容	申告会場	対象地区	期間	受付時間	
還付申告のみ	総合会館(市役所向かい)	全域	2/8(月)～15(月)	午前9時～午後4時	
		中恵土 下恵土 広見 禅台寺・大森台 石井・松伏 広眺ヶ丘 大森 下切・今・谷迫間・姫ヶ丘・みずきヶ丘 瀬田・柿田・平貝戸・淵之上・石森 清水ヶ丘 兼山・徳野南 羽生ヶ丘 久々利・柿下・久々利柿下入会 川合・川合北	2/16(火)、17(水) 2/18(木)、19(金)、22(月) 2/23(火)～25(木) 2/26(金) 2/29(月) 3/1(火) 3/2(水) 3/3(木)、4(金) 3/7(月)、8(火) 3/9(水) 3/10(木) 3/11(金) 3/14(月) 3/15(火)		
還付申告、確定申告、市・県民税の申告	総合会館	矢戸・坂戸・長洞・美里ヶ丘	2/18(木)	午前9時～午後3時	
		塩・塩河・室原	2/19(金)		
		長坂・東帷子	2/23(火)		
		若葉台・愛岐ヶ丘	2/24(水)		
		鳩吹台・緑・帷子新町	2/25(木)		
		光陽台・虹ヶ丘・西帷子・菅刈	2/26(金)		
		土田	3/1(火)		
		今渡	3/2(水)		
		羽崎・緑ヶ丘・二野	3/3(木)		
		桜ヶ丘公民館	桜ヶ丘・臈ヶ丘・桂ヶ丘・星見台		3/4(金)
		春里公民館			
		帷子公民館			
土田公民館					
今渡公民館					
平牧公民館					
桜ヶ丘公民館					

- ※申告期間の前半や休み明け、午前中は申告会場の混雑が予想されますので、注意してください。
- ※市の会場は、税務署から許可を得て、申告期間中のみ開設します。
- ※期間中は、税務課窓口(市役所内)では相談などは受け付けできません。
- ※申告会場の駐車場は混雑が予想されます。できるだけ公共交通機関を利用してください。

問合せ先 税務課

税理士による無料税務相談
期間 2月22日(月)～26日(金)、2月29日(月)～3月1日(火)
時間 午前9時30分～正午、午後1時～4時
場所 総合会館
 申告内容によってはお受けできない場合があります。詳しい相談をしたい場合は、多治見税務署で申告してください。

自分で申告書を作成・提出
 確定申告書は、国税庁ホームページで作成できます。できるだけ自分で申告書を作成し、提出してください。
 提出先 ○所得税の確定申告書⇒多治見税務署(〒507-8706 多治見市白山町二丁目29番地の1)
 ○市・県民税の申告書⇒可児市役所 税務課市民税係
 ※申告用紙などは、1月25日(月)から市税務課や各連絡所でお渡しできます。

多治見税務署からのお知らせ
 平成27年1月から相続税の基礎控除が引き下げられました。詳しくは、国税庁ホームページで確認するか、税務署の電話相談センター(自動音声案内から「1」を、次に相続税の「2」を選択)で相談してください。
 また、税理士を探す場合は日本税理士会連合会ホームページの「税理士情報検索サイト」で検索できます。
 問合せ先 多治見税務署
 ☎0572-20101

申告に必要なもの

- 印鑑(スタンプ印でないもの)
- 所得税が還付になる人は、本人名義の預金通帳
- 収入の分かるもの(原本)

平成27年の収入(所得)について	必要な書類
給与や年金の所得があった人	源泉徴収票(勤務先や日本年金機構、公的年金基金などが発行したもの)
報酬、配当などの所得があった人	支払調書、支払通知書(支払い額が分かるもの)
事業所得(営業、農業、不動産など)があった人	収支内訳書
生命保険や損害保険契約に基づく一時金、満期返戻金を受け取った人	保険会社から発行される支払金額、掛金の分かる証明書など

○控除を受けるために必要なもの

控除の種類	必要な書類
社会保険料控除 国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、任意継続保険料	控除証明書、支払証明書(原本) (支払った金額の分かるもの)
生命保険料控除、地震保険料控除	保険料の支払証明書(原本)
配偶者特別控除	源泉徴収票(原本)など 配偶者の平成27年中の所得金額の分かるもの
障害者控除 本人や扶養親族で障がいなどのある人がいる場合	身体障害者手帳、精神福祉手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定書など ※要介護認定者は、市高齢福祉課発行の障害者控除対象者認定書が必要(市の申告会場では不要)。
勤労学生控除	学生証、在学証明書
医療費控除	医療費の領収書(原本)、医療費の明細書 ※保険金や高額医療制度などの補てん金額のある人は、補てん金額の分かるもの。 ※おむつを使用している人は「おむつ使用証明書」と「おむつの領収書」など。
住宅借入金等特別控除(2年目以降)	借入金の年末残高証明書(原本)、給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書
寄附金控除	領収書・受領書(原本)

※「医療費の明細書」の用紙は、国税庁のホームページや市税務課で入手できます。任意の様式でも可。